

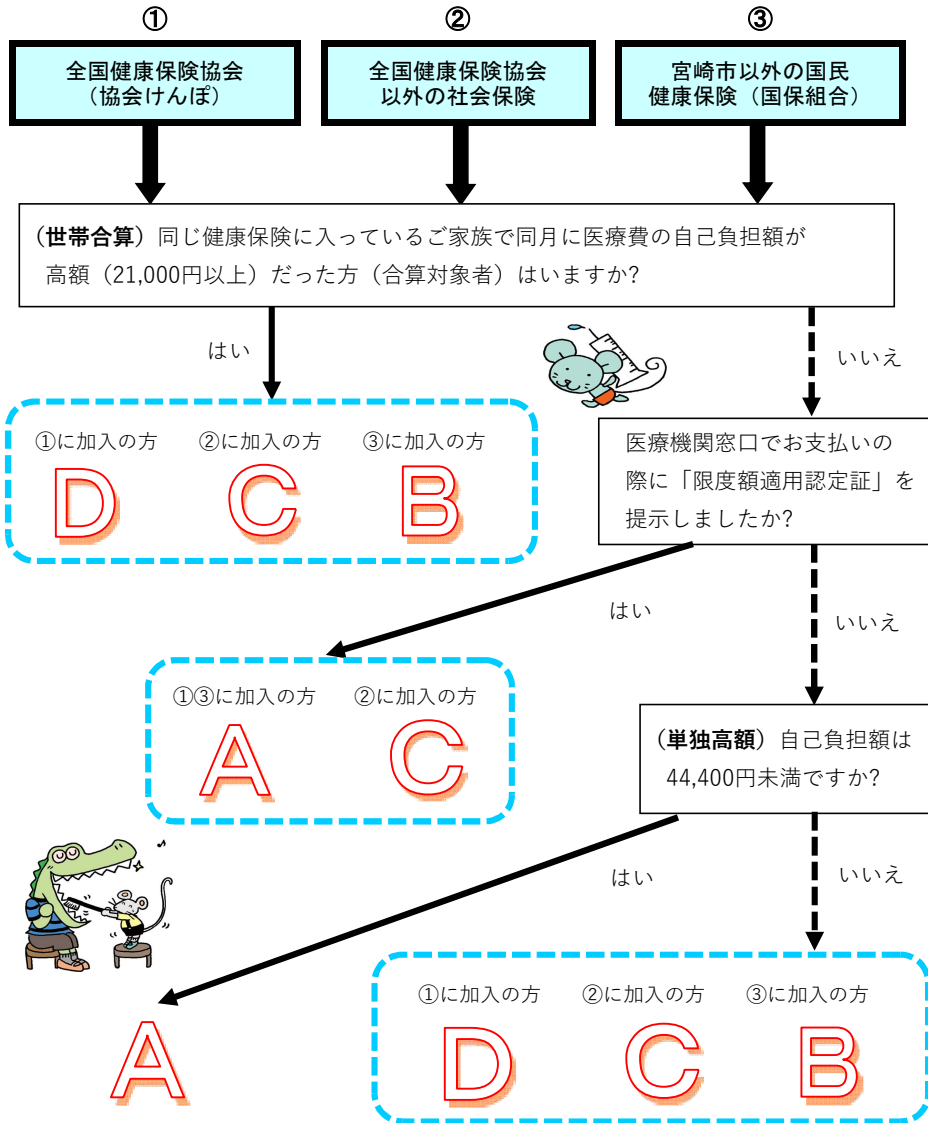


高額療養費チェックシート



☆同じ月内で1医療機関あたり（入院・外来別）21,000円以上の自己負担額をお支払いしている方はこちらのチェックシートで確認のうえ、助成申請を行ってください。
 ☆保険者から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、その額を差し引いた額を宮崎市の医療制度から払い戻しいたします。
 ☆加入されている健康保険によって取扱が異なります。
 ☆助成申請の提出期限は、受診した月の翌月から1年間となりますので、ご注意ください。

受診時に加入していた健康保険は、下記①～④のいずれに該当しますか？（保険者名称：_____） ←ご記入ください
 ①～④のいずれかに○をした後、「はい」や「いいえ」に○印をつけながら進んでください。



（出産時の助成申請の場合）
 お母様とお子様の加入保険・被保険者は同じですか？
 はい ・ いいえ

パターン	お手続きのながれ 宮崎市への申請に必要な書類
A	宮崎市へ医療費助成申請をお願いします。受付の翌月末に、ご登録いただいている口座へ医療費をお振込みします。（※受付開始：受診月の翌月1日～） □助成申請書 □領収書（原本） □通帳の写し（子ども医療のみ）
B	保険者から高額療養費が支給される可能性があります。ご加入の国保組合によってお手続きが異なりますので、後日、必要なお手続きについて担当者からお電話を差し上げます。医療費の振込までに4か月程度かかる場合があります。 □助成申請書 □領収書（原本） □通帳の写し（子ども医療のみ） ※その他の書類については、後日、申請者様宛てお電話差し上げます
C	保険者から高額療養費や付加給付金が支給される可能性があります。宮崎市から保険者へ確認を行うため、宮崎市へ医療費助成申請を行う際、「同意書」の提出が必要です。また、保険者から回答がいただけない場合、追加の書類提出をお願いします。医療費の振込までに4か月程度かかる場合があります。 □助成申請書 □領収書（原本） □同意書 □通帳の写し（子ども医療のみ）
D	保険者から高額療養費が支給される可能性がありますが、まず、全国健康保険協会へ高額療養費の申請を行っていただき、全国健康保険協会が発行した対象診療月の高額療養費の額がわかる書類を添付のうえ、宮崎市へ医療費助成申請をお願いします。 □助成申請書 □領収書（写し可） □通帳の写し（子ども医療のみ） □全国健康保険協会が発行した高額療養費の額がわかる書類（高額療養費支給決定通知書 または 高額療養費不支給決定通知書） □合算対象者の領収書（合算対象者がいる場合のみ、写し可）